

議案第 104 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号及び第 2 項中「別表第 3」の次に「及び別表第 6 その 2 からその 4」を加える。

別表第 3 中「12 万円」を「120,000 円」に、「16 万円」を「160,000 円」に、「18 万円」を「180,000 円」に、「14 万円」を「140,000 円」に、「22 万円」を「220,000 円」に、「63 万円」を「630,000 円」に改める。

別表第 3 その 1 の表第 27 の 5 号の次に次のように加える。

27 の 6	法第 60 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する特例許可の申請に対する審査	特定業務施設等誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料	160,000 円
27 の 7	法第 60 条の 4 第 2 項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例許可の申請に対する審査	特定業務施設等誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000 円

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）附則第 1 条本文に規定する施行の日から施行する。